

事務連絡
令和4年3月1日

居宅介護支援事業所 管理者 様

今治市健康福祉部 高齢介護課長

居宅介護支援事業所の特定事業所集中減算の取扱いについて（周知）

平素から介護保険制度の円滑な運営にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件について、「(令和元年度前期以降) 居宅介護支援費の算定に関する特定事業所集中減算の取扱いについて」のとおりお示ししているところですが、令和3年度後期分より別紙のとおり改訂することといたしますので、適切な運用に努めていただきますようお願いいたします。

なお、変更点については下記のとおりです。

記

○変更点

提出期限後に実地指導等で、80%を超えているにも関わらず「チェックシート」（様式1）及び「計算シート」（様式2）が提出されていないことが判明した場合は、正当な理由の有無に関わらず減算適用期間の初日に遡り、減算分の介護給付費を返還していただきます。

【担当】

今治市健康福祉部高齢介護課

介護保険担当

TEL0898-36-1526 FAX0898-34-5077